



答申第28号
平成30年11月16日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 滝澤



新総合計画策定に関する市民意識調査の実施に係る保有個人情報の
目的外利用及び目的外利用後の本人通知の省略について（答申）

本年10月31日付けで諮問のありました諮問第30号「新総合計画策定に関する市民意識調査の実施に係る保有個人情報の目的外利用及び目的外利用後の本人通知の省略」について、慎重に審議した結果、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたので、その旨を答申いたします。